

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条に規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）を営む金融商品取引業者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）</p> <p>第十五条 規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条に規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）</p> <p>第十五条 規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（有価証券関連連業に該当するものを除く。）</p>

七・八 (略) 価証券関連業をいう。)に該当するものを除く。

七・八 (略)